

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
1	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市加茂町奈良加茂線脇田BS前	府道の交通量が多くバス停へ行くため府道を横断する際、危険である。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号9）	
2	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市加茂町奈良加茂線大木屋BS前（自由乗降）	府道の交通量が多くバス停へ行くため府道を横断する際、危険である。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号10）	
3	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市加茂町奈良加茂線浄瑠璃寺口BS前	府道の交通量が多くバス停へ行くため府道を横断する際、危険である。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号11）	
4	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市梅美台7丁目4番地先 奈良市道北部697号線、木津川市道木1027号線交差点	奈良市道が新たに接続され交通量が増加し、見通しも悪い。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号12）	
5	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市山城町椿井柳田1番地先 府道70号椿井バイパス市道舟戸西椿井線交差点	バイパスが開通してから交通事故が発生している。原因は視認性が悪いからである。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号20）	
6	交通安全施設	信号機（新設）	相楽郡精華町光台4丁目3番地先 ひかりだいの保育園北側交差点	見通しが悪く、速度を出す車両が多い。近くにある横断陸橋の存在が周知されていない。信号機の設置要望	無	○	○	○	×	×	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号30）	
7	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市木津南後背109-11先 木津山田川線木564号交差点	子供のいる家庭が多く、住宅からの出入口でもあり、見通しが悪く事故が発生している。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	×	実施しない		木津署管内（受付番号166）	
8	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市加茂町駅東1丁目4-4先 市道加3050号線市道加3108号線交差点	道路を横断する方が多く危険なため、信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号169）	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
9	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市加茂町駅東1丁目7-3先 市道加3108号線市道加3112号線交差点	道路を横断する方が多く危険なため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号170）	
10	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市加茂町駅東1丁目9-3先 市道加3050号線市道加1-7号線交差点	道路を横断する方が多く危険なため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号171）	
11	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市相楽台6丁目18番11号先 府道相楽台相楽線市道木750号線交差点	交通量が増加し、通行車両が減速しないため横断するのに危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号173）	
12	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市相楽台8丁目13番4号先 市道木744号線軌道木752号線交差点	交通量が増加し、通行車両が減速しないため横断するのに危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号175）	
13	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市相楽台8丁目4番6号先 市道木742号線軌道木752号線交差点	交通量が増加し、通行車両が減速しないため横断するのに危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号178）	
14	交通安全施設	信号機（新設）	区津川市相楽城下144先 木津山田川線鹿背山北之庄線交差点	交通事故が度々起こっているため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	実施しない		木津署管内（受付番号179）	
15	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市相楽台5丁目19番4号先 府道相楽台相楽線市道木729号線交差点	交通量が増加し、横断するのに危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号182）	
16	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市木津川台1丁目12番地1先 けいはんな記念公園木津線ゆりのき通交差点	大型店舗出店等により交通量が増加し、交差点西詰の横断歩道の利用者も多い。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内（受付番号253）	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
17	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市木津川台3丁目6番地1先けいはんな記念公園木津線みずき通交差点	交通量の多い交差点であり、小学校に通学する学童がみずき通りを横断している。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内(受付番号254)
18	交通安全施設	信号機(新設)	相楽郡和東町大字山田小字口山田4-4先 木津信楽線町道長井山田線交差点	出来れば感应式信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内(受付番号257)
19	交通安全施設	横断歩道	木津川市梅美台1丁目5番地1先	梅美台小学校正門前の市道木1028号線に横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		木津署管内(受付番号4)
20	交通安全施設	横断歩道	相楽郡精華町光台5丁目17番地7先	町道柘榴東畑線、町道光台62号線と町道光台70号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内(受付番号18,80)
21	交通安全施設	横断歩道	相楽郡精華町大字山田小字下川原67番地先	山田地区集会所新設予定地前の町道乾谷山田線に横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内(受付番号19)
22	交通安全施設	横断歩道	木津川市木津川台7丁目1番地1先	府道けいはんな記念公園木津線、市道木606号線と市道木607号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		木津署管内(受付番号23,180)
23	交通安全施設	一時停止	相楽郡精華町大字山田小字心蓮寺30番地先交差点	町道心蓮寺・下條線と町道山田27号線との交差点に一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内(受付番号56)
24	交通安全施設	一時停止	相楽郡精華町大字山田小字下川原38番地先交差点	町道乾谷山田線と町道山田27号線との交差点に一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内(受付番号57)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について、○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
25	交通安全施設	ゾーン30	木津川市相楽市道木185号線	ゾーン30規制要望	無	○	○	○	○	×	×	×	実施しない		木津署管内 (受付番号161、162、163)	
26	交通安全施設	横断歩道	木津川市州見台1丁目27番地1先交差点	市道木820号線と市道木906号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内 (受付番号165)	
27	交通安全施設	横断歩道	木津川市大字木津小字南後背109番地31先交差点	市道木335号線と市道木564号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号167)	
28	交通安全施設	横断歩道	木津川市州見台1丁目11番地17先交差点	市道木820号線と市道木907号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号168)	
29	交通安全施設	横断歩道	木津川市大字吐師小字松葉1番地1先交差点	府道八幡木津線と市道木177号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号172)	
30	交通安全施設	横断歩道	木津川市相楽台6丁目18番地11先交差点	府道相楽台相楽線と市道木750号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号174)	
31	交通安全施設	横断歩道	木津川市相楽台8丁目13番地4先交差点	市道木742号線と市道木744号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号176)	
32	交通安全施設	横断歩道	木津川市相楽台8丁目5番地14先交差点	市道木742号線と市道木752号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号177)	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
33	交通安全施設	横断歩道	木津川市相楽台5丁目19番地4先交差点	府道相楽台相楽線、市道木729号線と市道木762号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内(受付番号181)
34	交通安全施設	横断歩道	木津川市加茂町大字兎並小字西ノ坊19番地6先交差点	府道奈良加茂線と市道加2010号線との交差点に横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内(受付番号183)
35	交通安全施設	一時停止	相楽郡和東町大字 杣田小字口杣田4番地4先交差点	府道木津信楽線と町道長井杣田線との交差点に一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内(受付番号255)
36	交通安全施設	道路標識	相楽郡和東町大字 杣田小字口杣田4番地4先交差点付近	道路標識増設の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		木津署管内(受付番号256)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入